

令和7年第13回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年7月3日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年7月3日（木）午前10時40分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委 員 平岩 国泰

委 員 大日方 邦子

委 員 加藤 良太郎

委 員 田丸 尚稔

委 員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

篠原 保男

教育政策課長

齋藤 貢司

未来の学校担当課長

堀江 崇

未来の学校担当課長

岡部 尚徒

学務課長

横手 麻理

教育指導課長

安部 忍

教育センター所長

間嶋 健

地域学校支援課長

山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 佐谷 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）

[資料1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

- (2) 令和6年度通常の学級における特別支援教育実績報告について（教育センター所長）

[資料2：令和6年度通常の学級における渋谷区の特別支援教育実施報告書（概要版）]

議事運営等

○令和7年第13回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に田丸委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、6月21日に今年度の春としては最後となる上原中学校の運動会が無事開催された。晴天に恵まれ、少々暑い気候ではあったが、生徒たちは非常に楽しんでいる様子だった。次に、6月26日に学校保健会総会・記念講演会が行われた。講演会では、本田真美先生から特性を持つ子供たちの学び方について、お話をいただいた。視覚情報が優位な子供をはじめ、それぞれの特性について御説明いただき、校長や養護教諭、PTAの方々にとって、大変有意義な学びの機会になったところである。次に、6月25日に青山キャンパスの近隣向けに説明会を実施した。引越しのスケジュールや、開校後の子供たちの通学方法について説明を行った。また、自転車通学を区内で初めて開始するに当たり、広尾中学校・松濤中学校の自転車通学予定者に向けて、交通安全講習を実施した。最後に、代々木中学校・原宿外苑中学校・鉢山中学校において、各建て替え準備委員会についても、順次開催し、基本計画の説明をするなど、準備を進めている。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について、2件の申請を一括して報告する。1件目について、「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が鉢山中学校から約50メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地上の観点では、当該建築物の周辺には3階以上の建物が存在しており、当該建物から学校生活をふかかせる可能性は低いと判断される。次に(2)通学路上の観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては生徒の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び鉢山中学

校と協議の場を設けることを確認している。以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が生徒の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も生徒の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び鉢山中学校と協議の場を設けること要望する旨を回答する予定である。次に、2 件目について、「1 概要」に関して、申請及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が渋谷本町学園から約37メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。「2 検討」及び「3 今後の対応」については、1 件目と同様の内容であるため、説明は割愛する。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○旅館業営業許可申請について、教育委員会では取り扱っていない自治体もあると聞いたが、いかがか。

(教育政策課長)

○自治体により取扱いが異なることは認識している。渋谷区教育委員会では、旅館業営業許可申請については報告事案として御説明し、許可に際しての皆様の御意見をいただいている。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告2

令和6年度通常の学級における特別支援教育実績報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料2に基づき教育センター所長が説明)

○令和6年度通常の学級における特別支援教育実績報告について報告する。左側
は本報告書のメインとなる特別支援教室の概要である。右側上段は、申請や入
室した児童・生徒の状況である。申請人数の表において、ここ3年間、男子児
童・生徒の入室が多い傾向が続いている。この傾向は令和4年以前から変化が
なく、早期発見・早期対応が必ずしも十分に行われていないこと、また小学校
低学年・中学年・中学校1年生において、再申請するケースが一定数存在する
ことが分かる。特別支援教育では、1週間の授業数30時間のうち、取り出し
時間は2時間程度であるが、取り出し指導を必要としない児童・生徒に対して

も、特別支援教室で行われるような自立活動や環境整備は有効であるため、通常の学級において学習指導と並行して自立活動の実施や環境整備を進めることが重要である。一方的な教員主導の授業ではなく、教員と児童・生徒が対話を通じて学びに向かう姿勢を育む指導力の育成が必要である。この点については、全教員への指導の充実に役立てるため、校長会で研修資料を発出している。一部の校長からは「教員指導の際に参考にしている」との声がある一方で、別の学校からは「資料を見たことがない教員もいる」という報告もあるため、今後は一層の啓発の工夫が求められる。また、高学年になってから支援につながる児童・生徒も存在する。ＡＤＨＤなどの診断がなく、静かでコミュニケーションに課題が見られないものの、学習面に困難を抱える児童・生徒は、支援につながるまでに時間を要する傾向がある。不登校の背景には「勉強が分からない」という児童・生徒側の理由があるため、今年度は通常の学級において「多層指導モデルＭＩＭ」を活用し、読みのつまずきの早期把握・早期支援の取組を、全小学校１年生を対象に実施している。これにより、早期発見・早期支援につなげることを目指している。特別支援教室運営ガイドラインでは、入室判定に発達検査の活用が求められており、本区ではＷＩＳＣ－Ⅴを用いて判断している。本来であれば「非常に低い」と判定された３名については、学びの場の再検討が必要となるが、学年や本人の社会性を踏まえた適応状況を考慮し、入室「適」と判定されている。次に、障害種別としては、ＡＳＤやＡＤＨＤ傾向のある児童・生徒が多く見られるが、ＡＳＤ＋ＡＤＨＤやその他の複合的なケースが２７件と多くなっている。このような状況により、指導はより多様かつ複雑になっており、指導方法を誤ると行動障害や自尊感情の低下など、二次障害につながる可能性がある。一人ひとりに応じた個別最適な学びの工夫が重要である。下段の枠には、指導終了後の状況が示されている。主訴の改善や指導期間の終了による退室が多く見られるが、一定数の児童・生徒は、主訴が改善された後や指導期間終了後も適応が難しく、３か月以上経過してから再入室するケースもある。令和６年度の教室利用者の多くは、人との関わりに苦手意識を持つ児童・生徒であったため、通信制高又は通信制＋サポート校への進学を選択する傾向が見られた。また、巡回相談チーム（元教育管理職・心理職）の活動実績も掲載している。これまでの業務に加え、自閉症・情緒障害特別支援学級に関する相談業務や、けやき教室通室児童・生徒へのアセスメント業務（行動観察）などが増加している。なお、就学相談関係の件数が大幅に減少しているのは、教育相談係の心理士が対応する体制に変更されたことによるものである。

—◇質疑応答

（松本委員）

○子供たちは既に社会の一員として豊かな人生を生きていく可能性があるため、資料１行目に記載された特別支援教室の目的について、「将来」の文言は不要であるとする。

(教育センター所長)

○当該記述は、特別支援教育推進第一次計画に基づくものである。なお、第一次計画は今年度が最終年度であるため、いただいた御意見を参考に見直しを進めていく。

(教育長)

○中学校の卒業後の進路先の合計数と、申請数が一致していないように見える。

(教育センター所長)

○中学校１年生に申請した生徒は、特例により３年間有効であるため、各年度の申請数の累積が、中学校３年生での在籍数となり、進路先の合計数となる。

(教育長)

○進路先について、通信制高校又は通信制＋サポート校への進学を選択する生徒が多いことについて、どのように捉えているか。可能であれば、全日制が良いと考えている生徒はいるのか。

(教育センター所長)

○令和６年度の教室利用者の多くは、通信制高校又は通信制＋サポート校への進学を選択した。チャレンジスクール（昼夜間の定時制）エンカレッジスクール（全日制）など、学びの場の選択肢は複数ある。

(大日方委員)

○男子児童・生徒の入室が多い傾向が続いているが、何か要因が考えられるか。

(教育センター所長)

○主観的な見解ではあるが、特性が顕著に表れやすいのは、男子が多い傾向にあると思われる。

(大日方委員)

○ステレオタイプ的な見方に捉われることなく、静かに悩んでいる子供に気づけるよう、現場の教員の意識向上を図ってほしい。

(教育長)

○ＬＤ（学習障害）の判定漏れを防ぐため、全小学校１年生に対してテストを実施予定である。一方、ＡＤＨＤは行動による判定が中心であるため、漏れなく把握することが難しい。

(加藤委員)

○主訴改善による終了について、今後改善率を向上させる等の目標はあるのか。

(教育センター所長)

○特性について、一定程度の学びにより改善はできるが、完全に治るものではないとされている。主訴改善については、支援期間を１年間としているが、多くの子供が延長を希望し、２年程度の時間を要する場合が多い。終了後、３ヵ月間通常の学級で適応できなかった場合、再申請を行っている。再申請する子供を減少させるためには、通常の学級における過ごしやすい環境づくりが重要である。

(加藤委員)

○再申請の割合が２割程度であることについて、渋谷区としてどのように受け止めているか。

(教育センター所長)

○教員や支援員による工夫や支援があつてこそ、一定数の子供が主訴改善による終了に至っていると認識している。

(田丸委員)

○今回の報告について、特別支援教室の目的実現を意義とするならば、資料の数値からはその点を読み取ることができない。あくまで、その瞬間の数値を示すことが意義であれば理解できるが、教育の実績報告であれば、数値の先にある子供や教員の質的な理解や分析が重要である。

(教育センター所長)

○昨年度から、特別支援教室の数値的な部分のみ、教育委員会で文書にて報告をさせていただいている。分析については、口頭にて説明を行っている。今後御指摘を踏まえて、報告書について再検討する。

(教育長)

○申請数の増加については、サポートの必要性を確認できていると捉えるか、通

常の学級環境に改善の余地があると捉えるかなど、背景の分析が必要である。
主訴の改善についても、数値だけでなく、内容についても確認し、評価することが重要である。

--◇議事結果 -----
○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 田 丸 尚 稔